

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月1日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第10号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(9)</u> 略</p>	<p>(運転者の遵守事項)</p> <p>第20条 法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p> <p><u>(6)～(10)</u> 略</p>

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。